

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都自然公園条例の一部を改正する条例附則第一項の東京都規則で定める日を定める規則

公布年月日・番号 令和8年3月27日・東京都規則第31号

第1 概要

東京都立大島公園海のふるさと村の管理運営について、指定管理者制度（利用料金制度）を令和8年4月1日から導入するため、東京都自然公園条例の一部を改正する条例（令和7年東京都条例第81号）第2条の施行日を定める必要がある。このため、条例附則第一項の規定に基づき、当該施行日を定める規則を制定する。

第2 施行日

公布の日

第3 問合せ先

東京都環境局自然環境部緑環境課

直通 03-5388-3508

内線 42-685